

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター  
航空宇宙産業基盤確保支援事業費助成金 Q&A 集

Q 1. 具体的にはどのような経費が助成対象（対象外）になるか？

A.

(1)生産設備の保守・点検費

<対 象>

《設備》生産に直接使用する既設の加工機など。(例：切削加工機、プレス成型機など)

《費用》メーカーや検査機関など、外部機関へ保守点検を委託する経費。

<対象外>

- ・一般的な設備や車両などの保守は対象外（例：クレーン、配電設備、コンプレッサー、社用車など）。
- ・改修や改造のための経費や、消耗品等の購入経費は対象外（例：交換部品、潤滑油などの自社購入経費）

(2)検査・測定器の保守・点検費

<対 象>

《設備》製品等の検査・測定に直接使用する評価機器など。(例：三次元形状測定器、真円度測定器、レーザー測定器、各種強度試験機、寸法計測器など)

《費用》メーカーや検査機関など、外部機関へ保守点検を委託する経費。

<対象外>

- ・消耗品等の購入経費は対象外（例：交換部品、潤滑油などの自社購入経費）
- ・新たな購入経費は対象外。

(3)製造用ソフトウェアのライセンス使用料

<対 象>

- ・CAD/CAM ソフトや、成形・加工シミュレーション用ソフトなど生産のために直接必要なソフトウェアの、ライセンス使用料（更新料）

<対象外>

- ・一般的なソフトウェア（生産管理用、社内経理人事等管理用、ワープロ、表計算、プレゼン用、ウイルス対策ソフトなど）のライセンス料は対象外。
- ・新たなソフトウェアの購入経費は対象外。

Q 2. 計量検定所での校正費用は対象になるか？

A. 対象とする。

Q 3. コンプレッサーやチラーなど周辺機器が、助成対象となる加工機等に一体となって付属しているものは対象になるか？

A. 装置専用の付属品として一体になっており、保守・点検等を、当該機器と一括して同一の委託先に行わなければならないものについては対象とする。

Q 4. 保守の委託費の内訳に消耗部品や、潤滑油の交換費用が含まれている。対象になるか？

A. 委託費の内訳に含まれているものについては、対象とする。別途、購入したものや工事を実施した費用については助成対象外とする。

Q 5. ピンゲージやブロックゲージ等の校正用基準器の購入費は対象になるか？

A. 助成対象外とする。

Q 6. 評価測定機器（ノギスやマイクロメータ等）の購入や、ソフトウェアの新規契約は対象になるか？

A. 新たな機器の購入や新規ライセンスは助成対象外とする。

Q 7. 対象となる設備やソフトは、航空宇宙分野の製造等に供するもののみか？

A. 航空宇宙分野に供するもののみとする。ただし、航空宇宙分野専用でなくとも、他分野（例：自動車や工作機械等）の製造等と「共用するもの」であれば、対象とする。

Q 8. ライセンスの期限が令和3年9月で、令和3年10月～令和4年9月の1年分の使用料を支払うことになるが、令和4年4月～9月までの使用料も対象となるのか

A. 対象とする。令和4年2月28日までに支払われたものが対象となる。

Q 9. ライセンス使用料の支払いが令和4年3月中（令和3年度）で、令和4年3月～令和5年2月の1年分の使用料を支払うことになるが、対象となるのか。

A. 対象外とする。助成対象は、令和4年2月28日までに支払われたものを対象とする。

Q 10. ライセンス使用料の支払いを後払いとしており、9月に、令和2年10月～令和3年9月の使用料を支払う。次のライセンス使用料は先払いで対応する予定だが、両方の支払いとも、対象となるのか。

A. 対象外とする。原則、一つの設備に対し一度の更新に係る費用のみ、助成対象経費とする。

Q 11. ノギスやマイクロメータ等の測定器は、JISQ9100の品質管理に基づき、半年ごとに保守・点検を実施しているが、1度の保守・点検費用しか助成対象とならないのか。

A. 保守・点検の間隔が、JISQ9100の品質管理に基づいたものであれば、複数回でも対象

とする。ただし、JISQ9100に基づいていることの証明書（品質管理票など）を提出し、センターが認めた場合に限る。

Q12. 提出書類の⑥定期的な保守等であることを証する書類（関連する社内規定又は点検記録等）とは、具体的には何を指すのか。

A. 保守・点検については、対象設備ごとに、〇年ごとに保守・点検を実施する旨が記載されている規定または、保守・点検を実施した際に、業者から発行された直近の保守・点検の記録書、検査報告書、検査証、校正証明書等。ソフトウェアのライセンス更新については、対象ソフトの使用期限が記載されている書類、契約書等。

Q13. ライセンス使用料の支払いや、保守・点検などで見積書がないものもある。見積書がないと助成対象経費として認められないのか。

A. 原則、見積書を提出すること。ただし、機器の導入時等において、あらかじめ契約書等で保守・点検に係る費用、ライセンス使用料の金額が判断できる書類を提出できる場合は、見積書の代わりと認める。